特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和5年6月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務				
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを				
	介して情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 (1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 (2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者・予診票紛失者への予診票発行 (5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は 請				
	求に対する応答				
	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。				
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種システム(VRS)				
2. 特定個人情報ファイ	们 名				
健康管理情報ファイル、統	合宛名ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、別表第一 項番10及び93の2 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67 条の2 ・番号利用第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用第19条第6号(委託先への提供)				
4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携				
①実施の有無					
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号利用法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項、17項、18項、19項				
②瓜市工の依拠	【情報照会】 ・番号利用法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)、別表第二項番115の2、16の2項、16の3項				
5. 評価実施機関にお	ける担当部署				
①部署	生活福祉部保健センター				
②所属長の役職名	保健センター所長				
6. 他の評価実施機関 -					
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求				
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939				
8. 特定個人情報ファイ	(ルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満] 2) 1,000人以 3) 1万人以」 4) 10万人以			<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満 0万人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策			
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 i書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査	8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更箇層	小				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	事前	必要箇所の追加修正
令和3年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称		ワクチン接種システム(VRS)	事前	必要箇所の追加修正
令和3年5月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号利用法第19条第5号(委託先への提供)	事前	必要箇所の追加修正
令和3年5月18日	II しきい値判断項目1. 対象人数2. 取扱者数	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	必要箇所の修正
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 - 番号利用法第19条第7号、別表第二 項番115 の2、16の2項、16の3項、17項、18項、19項 【情報照会】 - 番号利用法第19条第7号、別表第二 項番115 の2、16の2項、16の3項	項、17項、18項、19項 【情報照会】	事前	必要箇所の修正
令和3年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (3)予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	事前	必要箇所の追加修正
令和3年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、別表第一 項番93の2 ・番号利用第19条第15号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号利用第19条第5号(委託先への提供)	び93の2 ・番号利用第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当 部署 ①部署	生活福祉部保険課	生活福祉部保健センター	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当 部署 ①所属長の役職名	保険課保健センター所長	保健センター所長	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 宇新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
					<u> </u>